

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第八十九号

漁業法（昭和二十四年十二月法律第二百六十七号）に基づき設置の鳥取縣における海区漁業調整委員会等の委員手当及び旅費、その他支給規則を次のように定める。

昭和二十五年十二月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣における海区漁業調整委員会等の委員手当及び旅費、その他支給規則

第一條 鳥取縣における海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、漁業権補償委員会及び連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の委員、専門委員、書記及び補助員にはこの規則の定めるところにより手当及び旅費を支給する。

昭和二十五年十二月七日
外 木曜日

本書ノ大半サハ國定規格A五判

第二條 委員及び専門委員の手当は会議出席日数に依り別表一の日額を支給する。

書記及び補助員の手当の額は縣職員の例に準じ委員会の会長がこれを定める。

前二項の手当の支給方法は縣費支辨手当金支給規則の例による。

第三條 委員、専門委員、書記及び補助員が委員会勤務のため旅行したときは別表二により旅費を支給する。但しその支給方法は鳥取縣旅費支給條例の例による。

附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年十月一日から適用する。

別表		一、手当		区 分		日 額	
海区漁業調整委員会委員		(専門委員を含む)		300円			
内水面漁場管理委員会委員		(専門委員を含む)		200円			
漁業権補償委員会委員		(専門委員を含む)		200円			
連合海区漁業調整委員会委員		(専門委員を含む)		300円			
二、旅費							
区 分	日 当	宿 泊 料	汽 車 賃	船 賃	車 馬 賃	摘 要	
委員(専門委員を含む)	(一日につき)	(一夜につき)			(一車馬につき)		
甲地	160円	800円	二等運賃	二等運賃	3円		二割増
乙地	160円	640円	二等運賃	二等運賃	3円		
補 助 員	160円	800円	三等運賃	三等運賃	3円		
補 助 員	160円	640円	三等運賃	三等運賃	3円		

昭和二十五年十二月七日印刷
昭和二十五年十二月七日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町